

## 沖縄県文化芸術創造発信力強化支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、沖縄県の県内の文化芸術関連団体が、県外及び海外で公演を実施する経費及び、沖縄県内市町村や沖縄県内に拠点を有するプロの交響楽団が沖縄県内で実施するオーケストラによる地域住民の為のクラシックコンサート（以下「コンサート」という。）に対し補助金を交付する。その交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、次の各号に定める事業とする。

#### (1) 文化芸術関連団体派遣支援事業

県内の文化芸術関連団体が、県外及び海外で行う文化の振興又は普及を図るための活動とし、次に掲げる要件を充たすものとする。

- ① 組踊、さんしん音楽（さんしんを伴奏楽器とする音楽をいう。）、琉球舞踊その他の伝統芸能及び琉球民謡の公演で、芸術性の高い公演を実施できる実演家（国指定重要無形文化財保持者、県指定無形文化財保持者であること。無形文化財に指定されていない分野においては、実績、貢献度において保持者に準ずる実績をもつ者であること。）が出演又は監修していること。
- ② 県内在住の実演家が、県外公演では15名以上、海外公演では10名以上、出演すること。

#### (2) 地域クラシックコンサート実施事業

沖縄県内に拠点を有するプロの交響楽団が沖縄県内で実施するオーケストラによる地域住民のためのクラシックコンサート。

### (補助対象経費)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、別表に掲げるもののうち、県知事が必要かつ適当と認める者について、予算の範囲内において交付する。

### (交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、別記様式第1号の交付申請書及び添付書類を事業開始の前までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 知事は、前条に規定する交付申請書を受けたときは、申請書等の書類を審査し、その申請に係る補助事業が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ別記様式第2号の計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表に掲げる軽微な変更をする場合は、この限りではない。
- (2) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ別記様式第3号の中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第4号の事故報告書により、知事に報告を行い、その指示を受けなければならない。

(交付申請の取り下げ)

第7条 補助事業者は、補助金の申請の取り下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、別記様式第5号の交付申請取り下げ書を知事に提出しなければならない。

(状況報告等)

第8条 補助事業者は、知事が報告を求めたときは、別記様式第6号の遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了後においても知事の指示があるときは、補助事業に係る効果等について報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して20日以内又は交付決定を受けた会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第7号の実績報告書及び添付書類を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類を審査し、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第5条に基づく承認をした場合は、そ

の承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする

#### (補助金の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第8号の概算払請求書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに別記様式第9号の精算払請求書を知事に提出しなければならない。

#### (補助金の経理)

第12条 補助事業者は、補助事業に要する経費について、他の経理と区分して、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係書類とともに補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成29年9月11日から施行する。
- 2 この要綱は、平成32年3月31日に失効する。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付の決定をした補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第2条関係）

補助 事業名	経費 区分	補助対象経費	補助額	軽微な変更
文化芸術関連団体派遣 支援事業	事業費	<p>補助事業者が企画提案した事業の実施に直接要する経費</p> <p>①航空運賃 ②宿泊費 ③会場使用料 ④会場設営費 ⑤道具・楽器運搬費 ⑥広報に要する印刷費 ⑦制作費</p> <p>※注1</p>	<p>経費の欄に掲げる経費を補助することとし、1補助事業者あたり100万円を限度とする。</p> <p>※注2</p>	<p>1 補助対象経費の合計の20%以内の変更。</p> <p>2 事業目的や事業効果に影響を及ぼさない事業計画の細部変更。</p>
地域クラシックコンサート実施 事業	事業費	<p>補助対象となる地域クラシックコンサート開催のため必要と認められる直接経費</p> <p>①賃金 ②報償費 ③旅費 ④需用費 ⑤役務費 ⑥委託料 ⑦使用料及び賃借料</p> <p>※注1</p>	<p>コンサート開催地に応じ、予算の範囲内で次のとおりとする。</p> <p>① 沖縄本島内 350万円以内</p> <p>② 離島地域 650万円以内</p> <p>※注2</p>	<p>1 補助対象経費の合計の20%以内の変更。</p> <p>2 事業目的や事業効果に影響を及ぼさない事業計画の細部変更。</p>

(注)

- 1 消費税及び地方消費税、振込手数料等は補助対象外経費とする。
- 2 補助対象事業の実施に伴う収入（入場料、協賛金、その他補助金等）がある場合は、補助対象経費の総額から収入総額（税抜）を控除して、補助金額を算定するものとする。

沖縄県知事 殿

住所  
団体名  
代表者 印

平成 年度沖縄県文化芸術創造発信力強化支援事業補助金交付申請書

沖縄県文化芸術創造発信力強化支援事業補助金について、沖縄県文化芸術創造発信力強化支援事業補助金交付要綱第4条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業名
- 2 申請額
- 3 事業の目的
- 4 事業の内容
- 5 事業に要する経費の配分
- 6 対象経費の額の算出基礎
- 7 事業の着手及び完了の予定期日
- 8 事業の遂行に関する計画
- 9 収支予算
- 10 その他必要書類

別表（収入がある場合は記入すること）

（円）

区分	補助対象経費 (A)	収入額 (B)	差額 (C) A - B	補助限度額 (D)	補助申請額 (E) CかDのいずれ か低い額 (千円未満切り捨て)

- （備考） 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。  
2 工程表等を添付すること。

別記様式第2号（第6条関係）

第 号  
平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
団体名  
代表者 印

平成 年度沖縄県文化芸術創造発信力強化支援事業補助金計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け沖縄県指令文第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄県文化芸術創造発信力強化支援事業補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、承認願います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

- （備考）
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
  - 2 変更の理由たる事実を明らかにする書類を添付すること。
  - 3 新旧対照表を添付すること。

別記様式第3号（第6条関係）

第 号  
平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
団体名  
代表者 印

平成 年度沖縄県文化芸術創造発信力強化支援事業補助金中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け沖縄県指令文第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄県文化芸術創造発信力強化支援事業補助金について、下記のとおり中止(廃止)したいので、承認願います。

記

- 1 中止(廃止)の理由
- 2 中止の期間(廃止の時期)

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第4号（第6条関係）

第 号  
平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
団体名  
代表者 印

平成 年度沖縄県文化芸術創造発信力強化支援事業補助金事故報告書

平成 年 月 日付け沖縄県指令文第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄県文化芸術創造発信力強化支援事業補助金について、下記のとおり事故があったので報告します。

記

- 1 事業の進捗状況
- 2 事故発生までに要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置

- （備考）
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
  - 2 事故の原因たる事実を明らかにする書類を添付すること。

別記様式第5号（第7条関係）

第 号  
平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
団体名  
代表者 印

平成 年度沖縄県文化芸術創造発信力強化支援事業補助金交付申請取下げ書

平成 年 月 日付け沖縄県指令文第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄県文化芸術創造発信力強化支援事業補助金について、沖縄県文化芸術創造発信力強化支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付の申請を取り下げます。

記

- 1 交付決定通知書の受領年月日
- 2 交付の申請を取り下げようとする理由

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

別記様式第6号（第8条関係）

第 号  
平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

住所  
団体名  
代表者 印

平成 年度沖縄県文化芸術創造発信力強化支援事業補助金遂行状況報告書

平成 年 月 日付け文文第 号をもって報告を求められた沖縄県文化芸術創造発信力強化支援事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の遂行状況（平成 年 月 日現在）
- 2 事業に要する経費の収支状況
- 3 その他参考となる事項

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

沖縄県知事 殿

住所  
団体名  
代表者 印

平成 年度沖縄県文化芸術創造発信力強化支援事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付け沖縄県指令文第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄県文化芸術創造発信力強化支援事業の実績について、沖縄県文化芸術創造発信力強化支援事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の実施期間  
平成 年 月 日着手  
平成 年 月 日完了
- 2 事業の成果
- 3 交付決定の額及びその精算額

経費の区分	交付決定額	精算額 (千円未満切り捨て)	差引
計			

- 4 添付書類
  - (1) 補助事業経費収支精算書及び支出済額明細書
  - (2) 補助事業の経過又は成果を証する書類
  - (3) その他参考となる書類

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

沖縄県知事 殿

住所  
団体名  
代表者 印

平成 年度沖縄県文化芸術創造発信力強化支援事業補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け沖縄県指令文第 号をもって交付決定の通知を受けた沖縄県文化芸術創造発信力強化支援事業補助金について、下記金額を概算払で交付されたく請求します。

記

概算払請求額 金 円

区分	交付決定額	既受領額	今回請求額	残額	備考
計					

口座振替申出表示	
金融機関の 名称	
支店名	
預金種類	
口座番号	
口座名義	

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。  
2 今回請求額の積算内訳を記載した書類を添付すること。

沖縄県知事 殿

住所  
団体名  
代表者 印

平成 年度沖縄県文化芸術創造発信力強化支援事業補助金精算払請求書

平成 年 月 日付け沖縄県達文第 号をもって額の確定通知を受けた沖縄県文化芸術創造発信力強化支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

精算払請求額 金 円

区分	確定額	概算払既受領額	今回請求額
計			

口座振替申出表示	
金融機関の名称	
支店名	
預金種類	
口座番号	
口座名義	

（備考） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。